

## 第4章 次年度への課題

## 第4章 次年度への課題

### 第1節 第9次職業能力開発基本計画（案）、求職者支援制度（案）との関係

#### （1）第9次職業能力開発基本計画（案）との関係

現在、労働政策審議会職業能力開発分科会で検討されている第9次職業能力開発基本計画（案）の中に（図4-1）

1. 成長が見込まれる分野・ものづくり分野における職業訓練の推進
2. 非正規労働者等に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化
8. 我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能（総合調整機能）の強化

など、基本施策として盛り込まれており、今後より一層の職業能力開発・職業訓練関連施策の強化がうたわれている。



図4-1 第9次職業能力開発基本計画の全体像（案）

（労働政策審議会職業能力開発分科会資料より）

#### （2）求職者支援制度（案）との関係

雇用の第2のセーフティネットとして実施している緊急人材育成支援事業を恒久化する方向で求職者支援制度（案）（図4-2）を労働政策審議会職業

能力開発分科会で検討されている。前述した第9次職業能力開発基本計画(案)にも基本施策として盛り込まれている。

| <b>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱の概要</b>  |   |
|--|---|
| <p>特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。</p> |   |
| <b>1. 職業訓練の認定</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画(「職業訓練実施計画」)を策定。</li> <li>・ 厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練を認定(「認定職業訓練」)。</li> <li>・ 認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる。</li> <li>・ 認定に関する業務は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。</li> </ul> |
| <b>2. 職業訓練受講給付金の支給</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定求職者が認定職業訓練等の受講を容易にするため、公共職業安定所長の指示を受けてこれを受講する場合に職業訓練受講給付金を支給することができる。</li> <li>・ 支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。</li> </ul>  |
| <b>3. 就職支援の実施</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共職業安定所長は、就職支援計画を作成し、特定求職者に対して、その就職を容易にするため、職業指導・職業紹介や認定職業訓練の受講等就職支援の措置を受けることを指示。</li> <li>・ 指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、速やかに就職できるように自ら努める。</li> </ul>  |
| <b>4. その他</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、雇用保険法による新事業として行う。</li> <li>・ 立入検査、差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等の規定を設ける。</li> </ul>   |

図4-2 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱の概要(労働政策審議会職業能力開発分科会資料より)

## 第2節 次年度の研究方針

### (1) 我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能(総合調整機能)の強化

能開機構は、廃止され新法人(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に職業能力開発業務が移管され、併せて組織のスリム化が行われる見込みである。しかしながら、職業能力開発事業の重要性は以前にも増して、一層の強化・拡大が期待される中で、スリム化した組織で効果・効率的に事業を推進する必要がある。また、都道府県や外部教育訓練機関の更なる協力・参画が必須となり、能開機構が培った経験・知的資源の共有・提供を積極的に行ない「我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能(総合調整機能)の強化」に資する。

本調査研究の「離職者訓練コーディネートプロセス」の更なる精査・検証が大きな役割を担うと考えられる。

### (2) 職業訓練の質の保証

職業訓練の質の保証については、能開機構内で実施されている各種職業訓練については、機構版教育訓練ガイドラインに基づいてPDCAサイクルを回しながら、質の保証・向上を継続的に行っている。また、ISO29990(非公式教育・訓

練における学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）の発行されたことなどからも、今後、外部教育訓練機関に対しても職業訓練の質について質の保証・向上が求められることになる。そこで、能開機構は職業能力開発の先導的な立場として、これら外部教育訓練機関に対して適正に職業訓練が展開されるよう、指導・助言を行う役割が望まれる。

### (3) 離職者訓練コーディネートプロセスの精査

今年度は、施設外離職者訓練を対象にコーディネートプロセスの骨格を調査・整理した。委託訓練や基金訓練など制度の違いにより細かい部分では相違はあるものの職業訓練実施・運営のプロセスの骨格は、図4-3を元に更に精査を進めることが必要である。

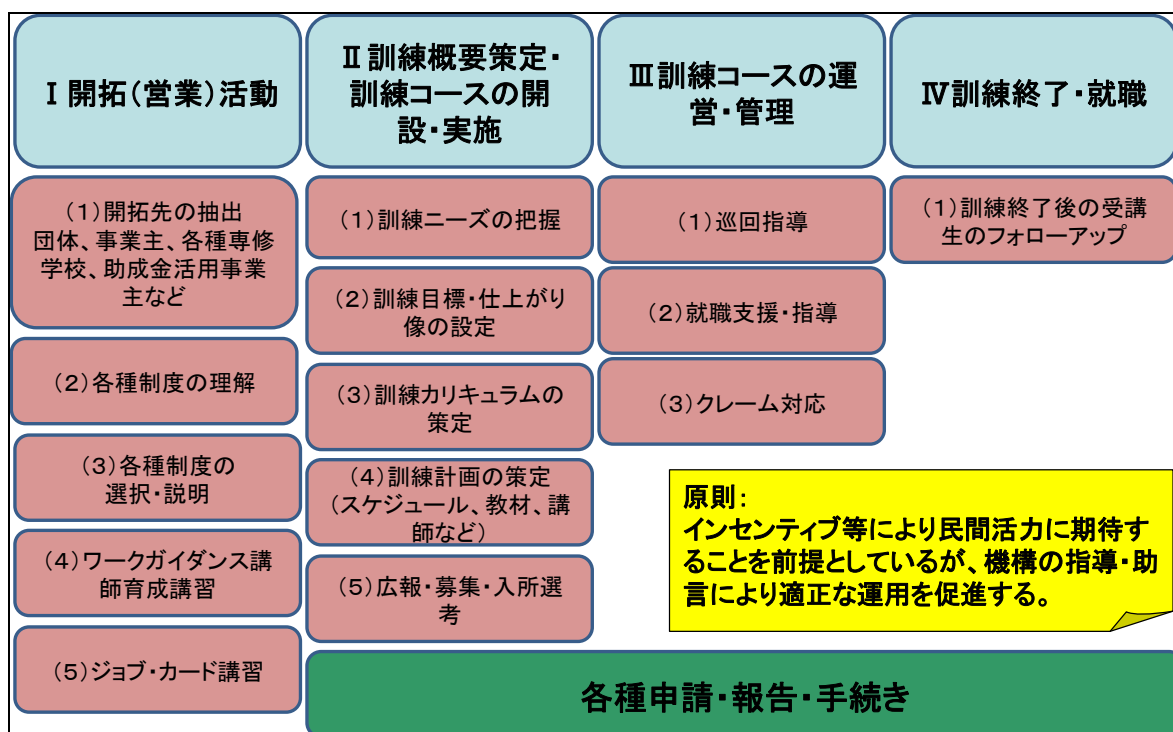


図4-1 離職者訓練コーディネートプロセスの骨格（再掲）

「離職者訓練コーディネートプロセスの骨格」の【プロセスIII 訓練コースの運営・管理】及び【プロセスIV 訓練終了・就職】については、現状の制度ではインセンティブ等による促進策はあるものの外部教育訓練機関の主体性に依るところが多く、外部教育訓練機関の運営能力により成果に差があり一定の水準に至らない機関も存在する。そのため、能開機構としても継続的に指導・助言を効果的・継続的に展開し離職者訓練の機会拡大だけでなく、質の向上にも積極的に介入する必要がある。

### (4) 次年度の研究方針

本調査研究の次年度の研究方針としては、以下の事項について重点的に進め

たい。

- ①能開機構の訓練実施ノウハウを網羅したマニュアルを開発し、外部教育訓練機関を活用した職業訓練の指導に活用すること
- ②マニュアルは、インターネット等を通じて広く情報提供するとともに印刷物を外部教育訓練機関等に重点的に配付しノウハウの提供を行うこと
- ③職業能力開発総合大学校の職業訓練指導員の研修プログラムの中に、当該プロセスを用いた研修コースを設定し、能開機構職員及び外部教育訓練機関へ研修を提供すること

本報告書等は、能力開発研究センター「職業能力開発ステーションサポートシステム  
能力開発研究センター刊行物検索」から閲覧、ダウンロードができます。

URL： <http://www.tetras.uitec.ehdo.go.jp/>

(2011年10月1日より以下のURLに変更となります)

URL： <http://www.tetras.uitec.jeed.or.jp/>

#### 調査研究資料 No. 129

求職者に対する訓練コースのコーディネーター等に関する調査研究（教育訓練機関に対する離職者  
訓練コーディネータープロセスの確立）－中間報告－

---

---

発行 2011年3月

発行者 独立行政法人雇用・能力開発機構

職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター

所長 川村 英治

〒252-5196

神奈川県相模原市緑区橋本台4-1-1

電話 042-763-9046（普及促進室）

---

---

本書の著作権は独立行政法人雇用・能力開発機構が有しております。

ISSN 1340-2404

調查研究資料 No. 129  
2011

---

THE INSTITUTE OF RESEARCH AND DEVELOPMENT  
POLYTECHNIC UNIVERSITY